こどもまんなか
こども家庭庁

令和8年11月16日
こども家庭庁

令和8年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」の公募を11月16日（月）より開始します

～ひとり親家庭の就業支援に積極的に取り組む企業・団体を募集～



こども家庭庁では、ひとり親家庭の親の就業支援や働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業・団体を表彰する「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」の公募を11月16日（月）から開始します。

子育てと就業の両立が難しいことなどから、ひとり親家庭の親を取り巻く雇用環境には依然として様々な課題があります。本表彰は、ひとり親家庭の親の自立促進に向け、就業機会の確保や仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業・団体を広く紹介するとともに、企業による職場環境整備や雇用促進の取組を後押しし、社会全体でひとり親家庭を支える機運の醸成を図ることを目的としています。

ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組み、働きやすい職場づくりを進めている企業・団体のほか、母子・父子福祉団体等への発注を通じて就業機会の創出に貢献している企業・団体からのご応募をお待ちしています。なお、受賞企業・団体の発表は令和9年2月を予定しています。

【募集概要】（詳細は別紙参照）

1. 募集内容
   ひとり親家庭の就業支援に積極的に取り組んでいる次の（1）、（2）の企業や団体を表彰します。
   （1）. ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体

主な基準
・ひとり親家庭の親の就業促進に理解があること
・継続的に就業可能な職場環境が整備されていること
・ひとり親家庭の親を相当数雇用していること など

（2）. 母子・父子福祉団体等などに相当額の事業の発注を行っている企業・団体

主な基準
・母子・父子福祉団体等またはひとり親家庭の親への年間発注割合が一定以上であること など

2. 募集期間：令和8年11月16日（月）～令和8年12月28日（月）

3. 応募方法：こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 就業支援係宛てにメールまたは郵送（当日消印有効）

4. 発表時期
受賞企業・団体は、こども家庭庁内の審査委員会による選考を経て決定し、令和9年2月にこども家庭庁ホームページで発表する予定です。

【別紙】
令和8年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」実施要領

【関連情報はこちら】
◆はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰
https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/6b54059c
◆ひとり親家庭等関係
https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya
◆シングルマザー・シングルファザーの暮らし応援サイト　あなたの支え
https://anata-no-sasae.jp/

【問合せ先】
こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 就業支援係
TEL 03-6859-0186

令和８年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」実施要領

１　趣旨・目的

母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」）の自立促進を図るためには、さまざまな取り組みにより、その就業機会の確保を図ることが重要である。

このため、ひとり親家庭の親を多数雇用している企業等や、母子・父子福祉団体等に事業を相当額発注している企業等といった、ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰し、ひとり親家庭の親の就業の促進に向けた社会的機運の醸成を図るものとする。

２　表彰対象者

別添１「令和８年度はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰基準」（以下「表彰基準」）を満たす企業等とする。

３　表彰者

こども家庭庁支援局長とする。

４　候補企業等の募集及び推薦について

募集は、別添２の応募用紙により、自薦による応募を受け付けるほか、地方公共団体からの推薦を受け付ける。

５　募集期間

令和８年 11 月 16 日（月）～令和８年 12 月 28 日（月）

６　選考方法

（１）応募書類については書面による審査を原則とするが、必要に応じて応募内容の詳細について事務局がヒアリングを実施する。

（２）事務局による書面審査等の結果を基に、別添１の表彰基準を満たす企業等の中から、下記７の審査委員会で受賞企業等を決定するものとする。

７　受賞企業等の決定

上記４により応募を受け付けた企業等について、こども家庭庁支援局内に審査委員会を設け選考する。

８　受賞企業の発表及び表彰

令和９年２月（予定）

９　事務局（問い合わせ先）

〒100-6090 東京都千代田区霞が関３丁目２番５号 霞が関ビルディング 20 階
こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 就業支援係
電　話：03-6859-0186
Mail　：kateifukushi.shuugyoushien@cfa.go.jp

別添１

令和８年度はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰基準

１　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体（以下「企業等」という。）

次の（１）から（６）までの要件をすべて満たす企業等であって、かつ、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の雇用に熱心に取り組んでいると認められ、表彰するにふさわしい企業等を表彰することとする。

（１）ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること。

・ 応募用紙（別添２）の「母子家庭の母、父子家庭の父の就業促進に係る考え方」を踏まえて判断する。

（２）ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること。

・ 応募用紙（別添２）の「母子家庭の母及び父子家庭の父が仕事と家庭を両立して定着し働き続けやすくなるような積極的な取組の実施状況」等の実施状況を踏まえて判断する。

（３）ひとり親家庭の親を相当数雇用していること。

基準日及びその１年前の時点において、全従業員数が 100 人以上の企業等にあっては次のア及びイを、全従業員数が 99 人以下の企業等にあっては次のウ及びエを満たすこと。

【全従業員数が 100 人以上の企業等の場合】

ア　全従業員のうち、ひとり親家庭の親の割合が３％以上であること。

イ　全従業員のうち、ひとり親家庭の親を正社員（短時間正社員を含む。）として一定程度雇用していること。

【全従業員数が 99 人以下の企業等の場合】

ウ　ひとり親家庭の親を３人以上雇用していること。

エ　全従業員のうち、ひとり親家庭の親を正社員（短時間正社員を含む。）として一定程度雇用していること。

（４）　基準日時点で雇用されているひとり親家庭の親の平均勤続年数が１年以上であること。

（５）重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。

（６）過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。

２　母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業等

次の（１）から（３）までの要件をすべて満たす企業等であって、かつ、ひとり親家庭の親の就業機会の確保に熱心に取り組んでいると認められ、表彰するにふさわしい企業等を表彰することとする。

（１）母子・父子福祉団体（※１）又はひとり親家庭の親に対する年間発注額について、次により算出した割合が３％以上であること。

【計算式】　X　÷（Y+X）≧ 3%

X：ひとり親家庭の親の雇用換算人数＝（母子・父子福祉団体に対する年間発注額＋ひとり親家庭の親に対する年間発注額）÷236 万円

Y：全従業員数－雇用するひとり親家庭の親の数

※１　母子・父子福祉団体とは、ひとり親家庭の親や寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする法人。（例）母子寡婦福祉連合会、ひとり親家庭等福祉連合会、母子寡婦福祉会、ひとり親家庭福祉会　など

（２）重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。

（３）過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。